

平成 30 年 9 月 25 日

各 位

株式会社 サカイホールディングス 代表取締役社長 肥 田 貴 將 (JASDAQ:コード番号 9446) 問い合わせ先 常務取締役管理本部長 兼経理部長 田川正彦 電話番号052(262)4499

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成30年9月25日開催の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、業績や経営環境等を総合的に勘案し、配当や自己株式の取得等の株主還元を充実させていくことにより、中長期的な企業価値向上を目指しております。

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、市場買付け又は公開買付け等により自己株式を取得することの決定を取締役会の権限事項とすることにより、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものです。これまでも、株主の皆様に対する利益還元の充実を図るため、配当性向 30%以上をめどに、増配等を行うとともに、剰余金の配当については、会社法第 454 条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定め、中間配当及び期末配当の年二回の配当を実施してまいりました。また、当社は、株主還元の強化及び資本効率の向上を図るため、①平成 28 年 9 月 20 日開催の取締役会決議に基づき、平成 28 年 10 月 3 日から平成 29 年 9 月 29 日までの期間に、市場買付け(自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)による買付けを含みます。)の手法により、当社普通株式 488,500 株(発行済株式総数(10,956,500株)に対する割合 4.46%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割

合の計算において同じとします。)) を、②平成 29 年 11 月 13 日開催の取締役会決議に基づき、平成 29 年 11 月 14 日から平成 30 年 9 月 25 日までの期間に、市場買付けの手法により、当社普通株式 116,100 株(発行済株式総数(10,956,500 株)に対する割合 1.06%)を取得しております(なお、平成 29 年 11 月 13 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得については、取得期間を平成 29 年 11 月 14 日から平成 30 年 10 月 31 日までとしておりましたが、平成 30 年 9 月 25 日開催の取締役会において、平成 30 年 9 月 26 日から同年 10 月 24 日までを公開買付期間とする本公開買付けを行うことを決議したことに伴い、当該自己株式の取得を終了することを決議いたしました。)。

このような状況の下、当社の第2位株主であり、保険代理店事業における提携先である株式会社光通信(以下「光通信」といいます。本日現在の保有株式数2,126,000株、所有割合(平成30年6月30日現在の発行済株式総数(10,956,500株)から、当社が同日現在所有する自己株式数(77,228株)を控除した株式数(10,879,272株)に対する割合をいいます。以下同じとします。)19.54%)より平成30年6月22日に、その保有する当社普通株式の一部を当社に売却する意向がある旨の連絡を受けました。

そこで当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を勘案のうえ、平成30年6月下旬より、自己株式の取得についての具体的な検討を開始いたしました。かかる検討の結果、平成30年7月上旬、当社が自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)及び自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、当社の経営上の最重要課題の一つである株主の皆様に対する利益還元に繋がることになると判断いたしました。

また、自己株式の具体的な取得方法については、平成30年7月中旬、株主の皆様が所定の買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に市場株価の動向も見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点から適切であると判断いたしました。

併せて、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、平成30年7月中旬、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社普通株式の適正な価格として市場株価を基礎とすること、また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することが望ましいと判断いたしました。

その上で、当社から光通信に対し、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で、平成 30 年 9 月 26 日から同年 10 月 24 日までを公開買付期間とする公開買付けを実施した場合の応募について、平成 30 年 7 月 25 日に提案したところ、同日、光通信より、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率について、他社が過去に実施した自己株式の公開買付けの事例及び当社普通株式の市場株価を勘案して検討を行い、平成30年7月26日から、光通信との間で、本公開買付価格の算出に際して適用するディスカウント率及び本公

開買付価格について協議を開始いたしました。その結果、平成30年8月29日に、当社は、 光通信に対し、直近の業績を最も適切に反映していると考えられる本公開買付けの実施を 決議する取締役会の開催日の前営業日(平成30年9月21日)の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) JASDAQスタンダード市場における当社普通 株式の終値に対し、7%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格 とすることについて提案し、平成30年8月31日に、光通信より、上記条件にてその保有 する当社普通株式2,126,000株の一部である684,300株(所有割合6.29%)について、本 公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

また、本公開買付けの決済資金としては、その全額を自己資金により充当いたしますが、 平成30年6月30日現在における当社連結ベースの手元流動性(現金及び現金同等物)は 5,292百万円であり、同日以降、本日までの間に重大な変動は生じておらず、買付資金に充 当した後も、当社の手元流動性は十分に確保できると考えられ、事業から生み出されるキャッシュ・フローも蓄積されることが見込まれるため、当社の事業運営や財務の健全性及び安 定性は今後も維持できるものと考えております。

以上を踏まえ、当社は、平成30年9月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び、本公開買付価格を、直近の業績を最も適切に反映していると考えられる本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日(平成30年9月21日)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値1,414円に対して7%のディスカウントを行った1,315円(円未満四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。)とすること、を決議いたしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数については、光通信が本公開買付けを通じて売却する意向を有する当社普通株式の数と同数である684,300株(所有割合6.29%)を上限としております。応募株券等(本公開買付けに応募された株券等をいいます。以下同じとします。)の数の合計が当該買付予定数を超えるときは、あん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。かかる場合には、光通信が応募意向を有する上記株式の一部は買い付けられないこととなりますが、同社からは、当該一部の株式について継続して保有する方針であるとの説明を受けております。

当社は、光通信との間で、光通信が保有する当社普通株式 2,126,000 株の一部である 684,300 株 (所有割合 6.29%) について本公開買付けに応募する旨の応募契約 (以下「本応募契約」といいます。)を平成 30 年 9 月 25 日付で締結しております。本応募契約において、光通信による応募の前提条件は存在しません。

また、当社は、光通信より、本公開買付け後も光通信が保有することとなる当社普通株式 (応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は 1,441,700 株、所有割合 13.25%) については、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております(上 記のとおり、応募株券等の数の合計が買付予定数を超え、光通信が応募意向を有する上記株 式の一部が買い付けられなかった場合、当該一部の株式についても継続して保有する方針 であるとのことです。)。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

| 種類 | 総数 | 取得価額の総額 | |
|------|---------------|--------------------|--|
| 普通株式 | 684,400 株(上限) | 899,986,000 円 (上限) | |

- (注1) 発行済株式総数 10,956,500 株 (平成30年9月25日現在)
- (注2) 発行済株式総数に対する割合 6.25% (小数点以下第三位を四捨五入)
- (注3) 取得する期間 平成30年9月26日(水曜日)から平成30年11月30日(金曜日)まで
 - (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券数等 該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

| 取締役会決議 | 平成 30 年 9 月 25 日 (火曜日) | |
|------------|--|--|
| | 平成 30 年 9 月 26 日 (水曜日) | |
| 公開買付開始公告日 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 | |
| | (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/) | |
| 公開買付届出書提出日 | 平成 30 年 9 月 26 日 (水曜日) | |
| 買付け等の期間 | 町 平成30年9月26日 (水曜日) から | |
| | 平成30年10月24日(水曜日)まで(20営業日) | |

- (2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金1,315円
- (3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。

その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、当社から光通信に対し、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場に

おける当社普通株式の終値に一定のディスカウントを行った価格で、平成30年9月26日から同年10月24日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施した場合の応募について、平成30年7月25日に打診したところ、同日に、光通信より、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率について、他社が過去に実施した自己株式の公開買付けの事例及び当社普通株式の市場株価を勘案して検討を行い、平成30年7月26日から、光通信との間で、本公開買付価格の算出に際して適用するディスカウント率及び本公開買付価格について協議を開始いたしました。その結果、平成30年8月29日に、当社は、光通信に対し、直近の業績を最も適切に反映していると考えられる本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日(平成30年9月21日)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値に対し、7%のディスカント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることについて提案し、平成30年8月31日に、光通信より、上記条件にてその保有する当社普通株式2,126,000株の一部である684,300株(所有割合6.29%)について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成 30 年 9 月 25 日開催の取締役会決議により、本公開 買付価格を本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日(平成 30 年 9 月 21 日)の東京証券取引所 J A S D A Q スタンダード市場における当社普通株式 の終値 1,414 円に対して 7%のディスカウントを行った 1,315 円とすることを決定 いたしました。

なお、本公開買付価格である 1,315 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日の前営業日(平成 30 年 9 月 21 日)の東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値 1,414 円から 7.00%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。)、平成 30 年 9 月 21 日までの過去 1 ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,465 円(円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)から 10.24%、平成 30 年 9 月 21 日までの過去 3 ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,373 円から 4.22%、それぞれディスカウントした金額となります。

なお、当社は、平成 28 年 11 月 11 日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNet-3) による買付けの方法により、当社普通株式 135,000 株を 1 株につき 473 円で取得しており、本公開買付価格 1,315 円とは 842 円の差額が生じております。これは、自己株式立会外買付取引 (ToSTNet-3) に係る取得価格が取得日の前営業日の終値で決定されたところ、当該取得以降に当社普通株式の市場価格が上昇したことによります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部

留保を確保しつつ、業績や経営環境等を総合的に勘案し、配当や自己株式の取得等の 株主還元を充実させていくことにより、中長期的な企業価値向上を目指しておりま す。

当社は、株主還元の強化及び資本効率の向上を図るため、①平成 28 年 9月 20 日開催の取締役会決議に基づき、平成 28 年 10 月 3 日から平成 29 年 9 月 29 日までの期間に、市場買付け(自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)による買付けを含みます。)の手法により、当社普通株式 488,500 株(発行済株式総数(10,956,500 株)に対する割合 4.46%)を、②平成 29 年 11 月 13 日開催の取締役会決議に基づき、平成 29 年 11 月 14 日から平成 30 年 9 月 25 日までの期間に、市場買付けの手法により、当社普通株式 116,100 株(発行済株式総数(10,956,500 株)に対する割合 1.06%)を取得しております。

このような状況の下、当社の第2位株主であり、保険代理店事業における提携先である光通信(本日現在の保有株式数2,126,000株、所有割合19.54%)より平成30年6月22日に、その保有する当社普通株式の一部を当社に売却する意向がある旨の連絡を受けました。

そこで当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を勘案のうえ、平成30年6月下旬より、自己株式の取得についての具体的な検討を開始いたしました。かかる検討の結果、平成30年7月上旬、当社が自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)及び自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、当社の経営上の最重要課題の一つである株主の皆様に対する利益還元に繋がることになると判断いたしました。

また、自己株式の具体的な取得方法については、平成30年7月中旬、株主の皆様が公開買付期間中に市場株価の動向も見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点から適切であると判断いたしました

併せて、本公開買付価格の決定に際しては、平成30年7月中旬、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社普通株式の適正な価格として市場株価を基礎とすること、また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することが望ましいと判断いたしました。

その上で、当社から光通信に対し、市場価格に一定のディスカウントを行った価格で、平成30年9月26日から同年10月24日までを公開買付期間とする公開買付けを実施した場合の応募について、平成30年7月25日に提案したところ、同日に、光通信より、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率について、他社が過去に実施した自己株

式の公開買付けの事例及び当社普通株式の市場株価を勘案して検討を行い、平成30年7月26日から、光通信との間で、本公開買付価格の算出に際して適用するディスカウント率及び本公開買付価格について協議を開始いたしました。その結果、平成30年8月29日に、当社は、光通信に対し、直近の業績を最も適切に反映していると考えられる本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日(平成30年9月21日)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値に対し、7%のディスカント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることについて提案し、平成30年8月31日に、光通信より、上記条件にてその保有する当社普通株式2,126,000株の一部である684,300株(所有割合6.29%)について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、平成 30 年 9 月 25 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び、本公開買付価格を、直近の業績を最も適切に反映していると考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日の前営業日である平成 30 年 9 月 21 日の東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値 1,414 円に対して 7 %のディスカウントを行った 1,315 円とすること、を決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 超過予定数 | 計 |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 普通株式 | 684,300 株 | 一株 | 684,300 株 |

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数(684,300 株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(684,300 株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

911.733.500 円

(注) 買付予定数 (684,300 株) を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及び その他費用 (本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書そ の他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 (公開買付代理人)

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

- ② 決済の開始日平成30年11月15日(木曜日)
- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開 買付けに応募する当社の株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主 の場合は常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行いま す。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収額(注)を差 し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅 滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

- (注)公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いた だき、株主様ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。
 - (i) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株 主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額 (連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった 株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の 1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額について は、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受 ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株 式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株 当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付 を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(iii) 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開 買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても 米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに 関する書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領 したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ない し交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商 の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信 を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していな いこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している 者でないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場 合を除きます。)

② 当社は、光通信との間で、光通信が保有する当社普通株式 2,126,000 株の一部である 684,300 株 (所有割合 6.29%) について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成 30 年 9 月 25 日付で締結しております。本応募契約において、光通信による

応募の前提条件は存在しません。

なお、当社は、光通信より、本公開買付け後も光通信が保有することとなる当社普通株式(応募意向のある上記株式が全部買い付けられた場合は1,441,700 株、所有割合13.25%)については、現時点において、継続して保有する方針であるとの説明を受けております。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、あん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行いますが、かかる場合には、光通信が応募意向を有する上記株式の一部が買い付けられないこととなるところ、光通信は、当該一部の株式についても継続して保有する方針であるとのことです。

(ご参考)

平成30年6月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 自己株式数 10,879,272 株 77,228 株

以上